

審査申出書の記載方法(令和3年度用)

審査申出書の提出にあたっては、資産税課の評価内容の説明を受けた上で審査申出をする日付を必ず記入の上、提出してください。

1. 地方税法第432条第1項により審査の申出をすることができるのは、固定資産課税台帳に新たに登録された価格(評価額、以下「価格」という)の評価方法等に不服のある場合です。
したがって、この審査対象を確認の上、地方税法、条例に基づいて記載してください。
2. 審査申出書には黒のボールペンで記入してください。受付印を押印した控え(正本の写し)をお渡ししますので、審査申出人で保管してください。
審査の申出をされる土地、家屋の種類、区分(区画)ごとに下記を参考に記載してください。(数筆で一区画の場合であっても、すべての土地を記載してください。)
3. 「審査申出人」の欄には、審査申出人の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印してください。審査申出人が法人の場合は名称、代表者等氏名及び所在地及び電話番号を記入し、代表者印を押印してください。
なお、法人の場合は、代表者の資格を証する書面を必ず添付してください。
代理人に委任の場合は、両方の氏名、住所又は居所を記入し、代理人が押印してください。
総代を互選した場合は、総代の資格を有する書面を提出してください。
4. 「審査の申出の趣旨」の欄には、土地については、区画ごとに土地の所在・地番、地目、地積、固定資産の台帳価格を記入してください。
家屋については、所在・家屋番号、種類、構造、床面積、固定資産の台帳価格を記入してください。
5. 「決定を求めようとする価格」欄には、委員会に対し、結論として求めたい価格を必ず記入してください。
6. 「審査の申出の理由」欄には、価格の不服審査を求める法律上及び事実上の趣旨及び算出の基礎などの理由を明確に記入してください。この欄が足りない場合は、別紙に記入してください。(裏面へ続く)

7. 審査申出の審理は、原則的に書面審理によります。ただし、口頭意見陳述の希望があった場合は、その機会が設けられます。「口頭意見陳述の希望」欄には、希望される欄に○を付けてください。

なお、口頭審理の方法による場合は、審査委員会の判断で決められることになっています。

8. 「添付書類」欄には、参考資料、証拠書類、代理権を証する書類等の添付書類がある場合、その名称と件数を記入してください。

審査申出期間は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示がされた日（令和3年4月1日）から納税通知書を受けた日後3箇月以内です。

すでに登録された価格が令和3年4月1日以降に修正された場合は、修正の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内です。この場合、審査申出をすることができる事項は、価格のうち修正された範囲に限られます。

宇治市固定資産評価審査委員会

0774 - 22 - 3141 内線2140